

特定公益法人に対する寄付への優遇について

日本学生陸上競技連合は平成 24 年度より、公益社団法人として活動しています。

寄付税制により本法人は寄付優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当することから、本法人に納入された賛助会費は特定寄付金として扱われ、個人の寄付に対しては所得税法上の寄付金控除が認められ、法人に対しては一般寄付金の損金算入限度額とは別に、法人税法上の特別損金算入限度額が認められます。

ロ 寄附金税制

公益法人制度改革に伴い、寄附金税制について、次のように整備されています。

(イ) 公益社団法人・公益財団法人に寄附をした個人・法人に対する優遇措置

公益社団法人・公益財団法人は、全て特定公益増進法人となり、寄附金優遇措置の対象となります（法 37④、令 77 三、所法 78②三、所令 217 三）。

A 個人が支出する寄附金

(A) 寄附金控除（所得控除）

個人が、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し寄附金を支出したときは、それらの寄附金の額の合計額（所得金額の 40% が上限）から 2,000 円を控除した金額が寄附金控除として所得から控除されることとなります（所法 78①）。

(B) 公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対し寄附金を支出したときは、(A) との選択により、それらの寄附金の額の合計額（原則として所得金額の 40% が上限）から 2,000 円を控除した金額の 40% 相当額（その年分の所得税額の 25% が上限）が公益社団法人等寄附金特別控除としてその年分の所得税額から控除されることとなります（措法 41 の 18 の 3 ①）。

B 法人が支出する寄附金

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています（令 77 の 2）

（引用：新たな公益法人関係税制の手引 P8～9【国税庁】）

※上記の優遇を受けるには確定申告が必要です。

また、詳細については国税庁のホームページ等をご参照ください。